



神奈川県立厚木高等学校同窓会  
広報委員会要綱

(目的)

第1条 神奈川県立厚木高校同窓会会則第4条に基づき、その活動を広報するために広報委員会（以下「委員会」）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、役員、事務局並びに各支部推薦の広報委員によって構成する。

2 委員会には、委員の互選により広報委員会長（以下「委員長」）、広報副委員長（以下「副委員長」）を置く。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 委員会は、委員長が召集し、会議の進行を掌る。

(業務)

第4条 委員会は、次の業務を所掌する。

- ア. 厚木高校同窓会会報の編集、刊行
- イ. ホームページの編集とリリース
- ウ. その他、本会の目的達成のために有益と考えられる業務・事業の推進

第5条 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。